

青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、青谷上寺地遺跡の情報を広く発信し、同遺跡の利活用を推進する目的で鳥取市（以下「市」という。）が現地に設置した展示館の管理運営支援を目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

補助対象経費については、交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、市の予算成立後、速やかに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの及び補助対象経費の総額が2割を超える減となるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行われなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月25日から施行し、平成13年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別 表 (第 3 条関係)

1 補助対象事業	2 補助対象経費		
①職員配置経費	人件費	共済費 報酬	職員一人分を対象とする。
②管理運営経費	(展示に係る経費)		(展示に係る経費)については、全て補助対象経費とする。
	旅費	特別旅費	
	需用費	消耗品費	
		印刷製本費	
	役務費	通信運搬費	
	その他の物件費	報償費	
		使用料及び賃借料	
	その他	委託料	(上記以外の経費)については、1 / 2 を補助対象経費とし、千円未満の端数は切り捨てとする。
	(上記以外の経費)		
	需用費	消耗品費	
		燃料費	
		食糧費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
修繕費			
役務費	通信運搬費		
	広告料		
	手数料		
	火災保険料		
その他の物件費	使用料及び賃借料		
	報償費		
その他	委託料		
③備品整備費	その他の物件費	備品購入費	展示に係る部分を対象とする。

年度青谷上寺地遺跡展示館管理運営計画(報告)書

1 事業の概要

補助対象事業名	事業内容	事業計画（実施）の内容

2 他の補助金の活用の有無等

(1) 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 当該補助金の内容

補助金名	補助金の事業内容	所管部署 または団体名	連絡先

※（1）で「有」に○をした場合のみ記載すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度青谷上寺地遺跡展示館管理運営収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (決算額)	差引き増減額	摘 要
県補助金額				
県補助金額				
その他の補助金額				
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (決算額)	差引き増減額	摘 要
合 計				

鳥取市長
（ 氏 名 ） 様

鳥取県知事（ 氏 名 ）

年度青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業
本補助金の補助対象事業は、申請書記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、青谷上寺地遺跡現地展示施設管理運営費補助金交付要綱（平成13年7月25日付第237号鳥取県教育長通知（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。